



かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

◇ 評価結果の通知 : 2022年9月13日(火) までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・  
選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
- ① 業務実施の基本方針 16 点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
- ① 類似業務の経験 40 点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
  - ③ 語学力 16 点
  - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査（電力分野の経験があればのぞましい）
対象国・地域又は類似地域	ベトナム／全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種 : 特になし

#### 6. 業務の背景

ベトナム政府では、2020年2月に国家エネルギー開発戦略の報告性に関する決議を発行し、これにより電力システムの増強、及び再生可能エネルギー推進を含めた方向性を示し、再エネ比率を15-20% (2030年)、25-30% (2045)とするとともに、温室効果排出削減に取り組んでいる。一方、大量の変動型再生可能エネルギー導入は、システムの不安定化をもたらされることが懸案される。

このような背景のもと、ベトナム政府は日本政府に対して、「変動性再生可

能エネルギー大量導入に向けた電力系統運用能力向上プロジェクト」の正式要請を行い、今回詳細計画調査を実施することとなった。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性、整合性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2022年10月中旬～2022年11月上旬）
  - ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、調査計画・方針案・現地調査で収集すべき情報を検討する
  - ② 評価6項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
  - ③ 評価グリッド（案）に基づき、ベトナム側関係機関（C/P機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成し、（ベトナム事務所を通じて）プロジェクト関係者へ送付する。
  - ④ PDM（Project Design Matrix）（案）（和文・英文）、PO（Plan of Operations）（案）（和文・英文）、および事業事前評価表（案）（和文・英文）の検討をする。
  - ⑤ 詳細計画策定調査団の打合せ、対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地業務期間（2022年11月上旬～2022年11月中旬）
  - ① JICA ベトナム事務所との打合せ、ベトナム側関係機関との協議に参加し、本プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。
  - ② プロジェクト関係者に対して、準備期間で作成支援を行うPDM・POや、評価手法について説明を実施する。  
ベトナム側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト概要（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標等）、ベトナム側C/Pの実施運営体制、プロセス等に関する情

報、データの収集、整理を行う。その際、支援対象地域の社会におけるジェンダー主流化ニーズの把握（実施機関の男女別雇用状況や今後の計画、また、本プロジェクト自体がベトナムのジェンダー平等に貢献するポイントがあれば併せて確認）を行い、ジェンダー課題やニーズに対して対応するための取り組みを PDM に反映させる。

- ③ 他ドナーの動向や国際的な枠組み（国連やその他機関が掲げている国際的目標やイニシアティブ、相手国が採択しているもしくは批准を目指す国際的な規範や基準）等を調査する。
- ④ 各ヒアリングの議事録作成
- ⑤ 国内準備および上記で得られた結果をもとに、他の調査団員およびベトナム側 C/P 等とともに評価 6 項目の観点から評価を行い、事業事前評価表（案）（和文）の取り纏めに協力する。
- ⑥ R/D 案及び協議議事録（案・英文）の作成に協力する。
- ⑦ 現地調査結果の JICA ベトナム事務所等への報告に参加する。
- ⑧ プロジェクトの協力の枠組み、PDM 案、PO 案に関する先方関係機関との協議に参加する。

(3) 帰国後整理期間（2022 年 12 月上旬～2022 年 12 月下旬）

- ① 事業事前評価表（案・和文）作成に協力する。
- ② PDM 案、PO 案、R/D（Record of Discussions）案及び M/M（Minutes of Meetings）案の作成に協力する。
- ③ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案・和文）を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

- (1) 業務完了報告書 2022 年 12 月 23 日(金)までに提出。  
次の①～③を電子データにて提出すること。
  - ① 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
  - ② 事業事前評価表（案・和文）
  - ③ 調査における各ヒアリングの議事録・収集資料一式

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まれます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、日本⇒ハノイ⇒日本を標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費  
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
  - ① 現地業務日程  
現地業務期間は 2022 年 11 月 5 日～11 月 19 日を予定しています。  
JICA の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。また、現地での隔離期間は現時点では無しとなっております。
  - ② 現地での業務体制  
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
    - ア) 総括（JICA）
    - イ) 協力企画（JICA）
    - ウ) 評価分析（本コンサルタント）
  - ③ 便宜供与内容  
JICA ベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。
    - ア) 空港送迎：あり
    - イ) 宿舎手配：あり
    - ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
    - エ) 通訳備上：なし。官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

- オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供：なし

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ベトナム国電力セクターに係る情報収集・確認調査報告書(2021年2月)

<https://libopac.jica.go.jp/search/detail?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000045781>

本業務に関する以下の資料をJICA社会基盤部資源・エネルギーグループ(imgne@jica.go.jp)から配布します。希望者にご連絡ください。

- ・要請書

- ② 契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

- イ) 提供依頼メール

- ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手

段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上